

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 1 日現在

機関番号：12701

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530111

研究課題名(和文) 知的財産権担保による資金調達の円滑化のための制度的研究

研究課題名(英文) Survey on Fundraising through Intellectual Property Right

研究代表者

川瀬 真 (kawase, makoto)

横浜国立大学・国際社会科学研究院・教授

研究者番号：10607831

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,900,000円

研究成果の概要(和文)：わが国における知的財産権を用いた資金提供・調達の実情を明らかにするため、資金提供者、資金調達者及び学識経験者にアンケート調査・取材を行った結果、実例は少ないものの当該資金提供・調達に関心を持つ層が一定程度いることがわかり、学識経験者からもその有用性を評価する意見が多くあった。また、フランス等における映画の資金提供・調達の調査等も踏まえ、本制度の今後のあり方について検討した結果、「知的財産権を用いた資金提供のけん引役になるような金融機関等の育成」、「専門的知識の拡充と知見の整理・共有化」、「権利保全制度の整備」及び「知的財産権の処分先の確保とそれを円滑に行うための環境の整備」について提言した。

研究成果の概要(英文)：This is a survey on fundraising through intellectual property rights. As a result of this survey, there are a people who are interested in this fundraising. We get a few example of it. However a scope of the survey are providers of this funds, a fund raisers and persons of learning and experience(researchers at university and lawyers), an usefulness of this funds was especially indicated by the researchers and lawyers. In addition to this result, we refer to a financing with copyright in cinematographic works as a security of France. So we proposed "the need of specialized agencies", "expansion of the expertise" and so on.

研究分野：著作権

キーワード：知的財産権担保 資金調達 著作権 特許権 知的財産権 質権 譲渡担保

1. 研究開始当初の背景

わが国では、知的財産権を担保とした資金調達が順調な実績をあげていない。

わが国は、2002年に知的財産基本法を制定し、以後「知財立国」を目標に様々な施策を展開してきた。その施策の中の1つとして、知的財産権を担保とした資金提供・調達の推進がある。その方法については、質権設定、譲渡担保、信託等の方法が存在する。

この知的財産担保の課題は、() 知的財産の資産価値に関する「評価」と () その権利の性格に合わせた法的「仕組」の整備である。このうち、「評価」に関する課題については、2000年頃より実務家や会計の専門家を中心に様々な研究が行われている。また、「仕組」に関する整備については、特に信託制度に関して、資産の流動化に関する法律、信託業法、信託法等の制定・改正や、その活用方法の研究が行われてきた。

これらの研究と並行して、日本政策投資銀行、わが国で最初のコンテンツ専門の民間信託会社であるジャパン・デジタル・コンテンツ信託(現在は廃業)、いくつかの都市銀行等により、実験的ではあるが、様々な仕組みを利用した資金提供が試みられるようになった。

しかしながら、知的財産権を用いた資金提供・調達については、多くの課題を抱え、定着したとはいいがたい状況にある。

2. 研究の目的

私は、今日知的財産権を用いた資金提供があまり定着していないのは、制度上の問題や当該制度の運用上の課題が生じ、プロジェクト終了後、資金提供側及び資金調達側から提起された課題等が改善されないままになり、次のプロジェクトへ進まなかったのではないかと考えた。

また、この点に関する学術的な研究も盛んでなかったことも事実である。

私は、一般に不動産等の資産を持たないコンテンツ産業においては、知的財産権を用いた資金調達は今後有力な資金調達の方法と考えている。

本研究では、資金提供者である金融機関等、資金調達者であるコンテンツ企業を中心とした企業及び知財関係の弁護士、研究者に対し、アンケート調査を実施し、必要に応じ聞き取り調査なども行い、知的財産権の活用した資金提供・調達の状況を調査し、その課題を明らかにするとともに、特に近年譲渡担保に関する改正を行ったフランスにおける法制及び実務の調査を行うことにより、今後の知的財産権を用いた資金提供・調達に係る方向性を研究することを目的としている。

3. 研究の方法

<2012年度>

弁護士、民事法の研究者、資金提供側、資金調達側及びシンクタンクの研究員からな

る「知的財産権担保に関する研究会」(以下、単に「研究会」という)を設置。

研究会の助言を受けながら、資金提供側、資金調達側及び学識経験者ごとに、アンケートの内容を決定。また、資金調達にかかる調査対象先については、産業財産権を有している企業向けの調査は事実上できないので、著作権にかかるコンテンツ製作会社を行うこととした。

資金提供側である金融機関等については、金融庁のHPを参照し、金商法上の第一種及び第二種金融商品取引業者に郵送で調査を行った。また、資金調達側であるコンテンツ製作会社については、関係の業界団体にご協力をいただきメールで調査を行った。更に学識経験者については、エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークの協力を得てメールで、それ以外の方については郵送で調査を行った。

依頼数と回答数は次のとおりである。

	依頼数	回答数
資金提供側	993	64 (約6.4%)
資金調達側	1188	61 (約5%)
学識経験者	不明	6

<2013年度>

アンケート調査の結果を、研究会の助言を受けながら整理分析。回答書を読んで興味を持った企業等、業界関係者から紹介を受けた企業等に聞き取り調査を実施。

9月に、フランスの調査を実施。フランス民法にかかる譲渡担保制度の改正後の評価や運用実態について、大学教授及び公証人に聞き取り調査を行った。また、特にフランスは、製作に多大な資金を要する映画に関する資金提供・調達のシステムが整っていることから、映画専門の金融機関及び映画会社双方に聞き取り調査を実施。

<2014年度>

2年間の調査結果等を踏まえ、研究協力者原謙一(横浜国立大学成長戦略研究センター産学連携研究員)と共同して論文を執筆。

9月に「横浜法学」(横浜法学会刊)において論文を発表。

4. 研究成果

アンケート調査や聞き取り調査の分析について資金提供側、資金調達側及び学識経験者ごとにその概要を整理する。

(資金提供側)

回答者中半数近くが知的財産権を用いた資金提供に関心を示した。知的財産権を用いた資金提供の経験者は少なかったが、その中には知的財産権の価値評価は可能だとし、多くの事例を経験している企業(この会社はコンサルタント会社であり資金提供そのものは実施していない)がある。知的財産については、従来から、その価値評価が困難という

指摘があったが、この会社をみると価値評価の困難性が決定的な阻害要因にはならないことがわかった。

(資金調達側)

コンテンツ制作会社の資金調達の方法は多様であるが、知的財産を用いた資金調達に関心を示す層が一定程度いることがわかった。また、実際に経験した企業も少数ではあるがいた。

特に、多くの資金を必要とする映画については、現在は関係者が出資する製作委員会方式が中心で、他の資金調達方法は必要としないとされてきたが、例えば、出資比率を増やし製作委員会における発言権を確保するために、この方式を活かし多額の資金調達を行うことが出来る可能性があることがわかった。また、製作委員会方式以外の資金調達の事例もあることから、多様な資金調達手段の一つとして、この方法を定着することが望まれる。

また、映画を含めた映像作品については、権利の共有や複雑な権利関係がこの方式を定着させる阻害要因になっていると指摘する意見があったが、これも契約システムの整備を図ることで対応可能であることが分かった。

(学識経験者)

回答した学識経験者の多くが、知的財産権を用いた資金提供・調達は有益であると回答した。

また、有効活用のための改善点として、「知的財産権の評価システムの確立」、「事例の積み重ねと事例の開示」、「コンテンツ等に係る権利関係の知識不足の解消」、「知的財産権を担保に供することの不安感の払拭」、「制度面での改善」、「取引市場がないことと担保権の実行の困難性の改善」が指摘された。

(フランスの調査)

フランスは、CNCという映画振興を統括する公的支援機関を中心に、映画入場税、テレビ放送局収入税等を財源として、映画産業に広く助成をしている。それ以外にも複数の支援ツールがあり、フランス映画の場合、多様なルートから制作費を調達しているといえる。

その資金調達の一つとして、質権の設定により資金調達する仕組みが整っており、通常資金調達の一つであるということであった。また、担保に供するのは製作中の映画が通常であるが、必要に応じ過去の映画についても担保に差し出すということであった。資金を提供する金融機関は、一般の金融機関ではなく、映画への資金提供を専門とする金融機関であり、経験が豊富である。また、権利保全のための登録制度なども整っている。

以上の点を総合すると、知的財産権を用いた資金提供・調達は、優良な知的財産権を

有している企業等が資金調達をする一つの手段として有益な方法であるとの結論を得た。

更に、この方法をわが国で定着させていくためのいくつかの提言を行った。

知的財産権を用いた資金提供のけん引役になる金融機関等の育成

事例を増やし、人材を育成するためには、けん引役としての金融機関等の存在が不可欠である。わが国の場合、金融機関等だけの努力だけではこれを推進することは困難であるので、金融機関等を強力に支援する「知的財産権の価値評価を客観的にできる専門機関の育成」が急務である。

専門的知識の拡充と知見の整理・共有化
教育機関における知財教育の一層の拡充等の推進とともに、事例の積み重ねから得られた知見を整理し、そこから抽出された必要な情報の共有化が必要である。

権利保全制度の整備

特に著作権については、創作の事実により著作権が自然に発生するという無方式主義を採用しているところから、著作権の譲渡や質権の設定に係る申請が行われて初めて登録簿が作成されるなど、登録原簿の信頼性にやや欠ける制度になっているので、フランスにおける映画の例などを参考にし、また民間団体との協力も考慮しつつ、例えば映画に係る権利変動が同一登録簿の中で完全に把握できる制度を考える必要がある。

知的財産権の処分先とそれを円滑に行うための環境の整備

資金調達者が債務不履行に陥った場合に、債権回収のために知的財産権を処分するための市場が存在することが重要である。これを実現するためには、1で指摘した専門機関等がその分野の業界に精通している者として権利の処分に係る仲介者の役目を果たす必要がある。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

川瀬真、原謙一、知的財産権を用いた資金提供・調達に関する実態調査の結果と今後のあり方、横浜法学、横浜法学会、査読無、第23巻第1号、2014、41 - 104

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川瀬真(KAWASE Makoto)

横浜国立大学・国際社会科学院・教授

研究者番号：10607831

(2)研究協力者

原謙一 (HARA Kenichi)

横浜国立大学・成長戦略センター・産学
連携研究員